

# 第148回山梨県都市計画審議会

## 会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成26年9月5日（金） 午後1時30分 ～ 午後2時50分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

### 3. 出席委員の氏名（敬称略）

- |       |           |   |  |
|-------|-----------|---|--|
| (委員)  | (1号委員)    | 荻野勇夫委員<br>佐々木邦明委員<br>信田恵三委員<br>丹沢良治委員<br>市原文子委員 |  |
|       | (2号委員)    | 末松広行委員<br>安藤久佳委員<br>又野己知委員<br>越智繁雄委員<br>榊原由人委員  | (代理 佐藤榮一)<br>(代理 戸川哲宏)<br>(代理 岡村清二)<br>(代理 田中克直)<br>(代理 二ノ宮智浩) |
|       | (4号委員)    | 臼井成夫委員<br>武川 勉委員<br>樋口雄一委員                      |  |
|       | (5号委員)    | 杉本公文委員  |  |
| (事務局) | (都市計画課)   | 課長、まちづくり推進企画監、総括課長補佐、<br>課長補佐（1名）、担当職員（2名）      |  |
|       | (建築住宅課)   | 担当職員（2名）  |  |
|       | (環境整備課)   | 担当職員（1名）  |  |
|       | (大気水質保全課) | 担当職員（1名）  |  |

4. 傍聴者等の数 1人（傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。）

### 5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

## **6. 審議案件**

### 第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について  
富士吉田市 一般・産業廃棄物中間処理施設

## **7. 議事の概要**

別紙会議録による。

## 第148回山梨県都市計画審議会 会議録

司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第148回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。当審議会の委員のうち、2号委員の「関係行政機関の職員」、及び、5号委員の「市町村の議会の議長を代表する者」に、今回異動がございました。ここで、新たに委員をお願いした方々をご紹介します。

まず、2号委員の方をご紹介します。関東農政局長 末松広行 様。本日は都合により関東農政局 農村振興課 課長補佐 佐藤榮一様に代理出席いただいております。関東運輸局長 又野 已知 様。本日は都合により山梨運輸支局 主席運輸企画専門官 岡村清二様に代理出席いただいております。関東地方整備局長 越智繁雄 様。本日は都合により甲府河川国道事務所 所長 田中克直様に代理出席いただいております。次に、5号委員の方をご紹介します。上野原市議会議長 杉本公文 様。市川三郷町議会議長 内田利明 様。なお、内田様につきましては、都合により、本日は欠席されております。

次に、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。会議次第、委員名簿、第148回山梨県都市計画審議会 議案書、以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は、19名の委員のうち、14名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、信田会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。信田会長、よろしくお願いいたします。

会長

みなさん、こんにちは。会長の信田でございます。今年度1回目、通算で148回目の山梨県都市計画審議会となります。先ほど、事務局から紹介がありましたとおり、新しく委員になられた方々がいらっしゃいます。これからよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に会議録署名委員をA委員、B委員をお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。本日の議事は、1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局

～議案書説明～

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

C委員

はい。

議長

C委員、どうぞ。

C委員

この件について、富士吉田市にも状況を聞きました。自治会の理解も得られ、県関係機関の事前協議も得られているとのことでしたので、基本的に異議はありません。

説明も丁寧で分かりやすかったので、内容も理解できました。そこで、2点ほど確認したいことがあります。

富士吉田市からの意見②に関する事です。この計画地周辺の東富士五湖道路南側には他にも既に廃棄物処理施設があり、北側には富士山の水をくみ上げ販売している多く

の採水会社もあります。市民は、富士山の水は貴重な水源であると考えていますので、東富士五湖道路周辺に廃棄物処理施設が立地することで、貴重な水源である富士山の水が侵されるのではないかと心配しています。そこでお願いですが、富士吉田市の意見②への対応をしっかりといただき、市民の心配を解消していただきたいと思ひます。

もう1つ確認させていただきます。意見③の関係車両の通行についてです。議案書の22ページに運搬車輛の経路が示されていますが、その経路に県営富士北麓駐車場入口付近が含まれています。富士山のマイカー規制中、富士北麓駐車場及びその入口付近は大変混雑しますので、観光に来る自家用車輛と運搬車輛に事故等がないか懸念がありますので、対応に万全を期していただきたいと思ひます。

議長 今の発言は、ご意見か確認かどちらになりますか。

C委員 対応の方針を回答してもらいたいです。  
なお、先ほども言いましたが、基本的に異議はありません。

事務局 回答いたします。まず1点目についてですが、今回の計画については、事前協議時にしっかり内容をチェックするとともに、生活環境影響評価も実施しています。また、施設設置後も建築住宅課職員が立ち会いし、測定調査を実施することとしていますので、ご意見のような事態が生じないように十分に注意していきます。

また、2点目については、交通に支障が出るような場合には、ガードマンの設置も含めて事業者を指導していきたいと思ひます。

議長 C委員、よろしいでしょうか。

C委員 はい。

議長 他にご意見等がありますか。

A委員 はい。

議長 A委員、どうぞ。

A委員 丁寧な議案説明をありがとうございました。2点確認させてください。

1点目です。51条ただし書き許可の説明の中で、都市計画上支障がない場合に許可すると言われました。関係機関で十分に調整、検討がされているとのことですが、あえて世界遺産のバッファゾーン地区内に廃棄物処理施設を設置する必要性に関して、どんな検討がされたのか教えて下さい。

2点目です。基本的に地域内の廃棄物を処理するとのことですので、設置はやむを得ないと思ひますが、地域内の廃棄物を処理するという計画は、事業者の当初からの計画なのかどうか根拠を教えて下さい。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 回答します。まず1点目です。委員のご意見のとおり、本計画地は富士山世界遺産のバッファゾーン内に位置していますが、特別にこういった施設を規制する手法はありませんので、県の各関係機関が既存の法令等に基づいて施設の規模等について協議を重ねて設置を認めていく手法を取っています。例えば、この地域は自然公園法普通地域にも指定されておりますので、このような施設の設置に関する国から出されている指針に基づいて協議をしています。なぜこの敷地なのか、代替地はないのか、外壁や屋根の色、建築物の高さなど景観上どのような配慮をするのか、このような協議を進めて現在の計画になったと聞いています。

2点目です。こちらも先ほどの協議の中で、普通地域であっても廃棄物は発生するので、普通地域の中で発生する廃棄物を処理する施設であれば、設置してもやむを得ないだろうと判断されたと聞いています。

議長 A委員、よろしいですか。

A委員 はい。

議長 他にご意見等がありますか。

D委員 はい。

議長 D委員、どうぞ。

D委員 説明の中で施設から300メートル以内に老人ホーム等がないかどうかという基準があると聞きましたが、周辺状況図を見ると300メートルより少し遠い場所に多くの老人ホーム等があるようです。そのような状況において、ルール上は300メートル以内というのは理解できますが、300メートル以上に離れた場合であっても周辺に対する説明等があってもいいのではないのでしょうか。このような施設は周辺住民にとっては招かざる施設であると思うので、300メートルというルールさえ遵守すればいいということではなく、それより離れた住民にも説明等をするべきではないかと思います。

また、この周辺では多くの採水がされ、それが販売されているようですが、議案書には採水箇所が明示されていません。このような施設は採水に影響を及ぼす可能性があるため、ルール上にないと言っても、土地柄を考えれば明示し、それに関する説明をすべきではないのでしょうか。

議長 D委員、今の発言はご意見ですか、質問ですか。

D委員 説明を求めます。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 300メートルの基準についてです。この基準は、過去に示された都市計画施設の設定マニュアルを元にして、県が建築基準法第51条ただし書き許可の基準としています。県としては、その300メートルを特にチェックしようとして基準としています。ですが、委員のご意見のとおり300メートルから外れているからといって、すべて問題ないとは考えていません。あくまで目安として考えています。

D委員 基準の話が聞きたいのではありません。この施設は歓迎できる施設ではないのですから、施設からの距離に関係なく、周辺住民に対して丁寧な説明が必要なのではないかという質問です。

事務局 この計画は立ち上げの段階から申請までの様々な事前協議の中で、事業計画について、周辺の自治会長から同意が得られていること、この施設が位置している自治会を対象にした事業説明会の議事録もチェックし申請者から住民に説明がされていることを確認しています。ただし、範囲内の住民全てが出席し、事業計画の説明を受けたかどうかは確認しておりません。

次に採水場所についてですが、前のスライドに映し出したとおりであります。地下水に関しては、300メートル以上離れていれば問題ないとは考えていません。今回の施設に関しては有害物質を処理する際に発生する水はなく、また万が一に備えて、汚染水が発生してしまった場合にも敷地外に漏れないように排水溝を巡らす計画としていま

す。

C委員 はい。途中でいいですか。

議長 C委員、どうぞ。

C委員 聞きたいのはそういうことではありません。事前協議で問題ないことは分かっています。事前協議段階では、予想ができなかった状況になることがあります。原因が分からないような問題が起きることがあるんです。たとえ事前協議で問題がなくても、何が起きるか分からないので、施設設置後も十分に注意して問題が起こらないようにしてくださいということです。採水地と離れていても、地下水脈は繋がっています。富士の地下水は、養鱒業にも利用されるなど、住民にとって大切な資産ですから、今回の施設から絶対に影響が出ないようにしてもらわなければならないのです。なので、事前協議で問題がなくても、何が起きるか分からないので、今後も十分に注意してもらいたいと思います。許可したから関係ないってことにしないようにしてもらいたい。

事務局 C委員、D委員の貴重なご意見をいただきました。ご意見を受け、住民への説明が十分にされているか再確認するとともに、施設設置後の状況確認もしっかりさせていただきます。

議長 C委員、D委員、よろしいですか。

C委員 はい。

D委員 はい。

議長 他にご意見等がありますか。

～意見、質問なし～

議長 それでは、第2号議案については、その位置について、都市計画上、支障がないかどうか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

～異議なし～

議長 異議なしと認めます。  
それでは第1号議案については、都市計画上支障がないと認めることといたします。

議長 以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司会 会長、ありがとうございました。その他として、何かございますか。  
ないようですので、以上をもちまして、第148回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。  
なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。  
本日は、誠にありがとうございました。